

改正

平成17年8月23日告示第3号

平成18年4月1日告示第1号

令和7年5月20日規程第1号

読谷村水道事業給水条例施行規程

**第1章 給水装置の工事及び費用**

(目的)

**第1条** この規程は、読谷村水道事業給水条例（平成14年読谷村条例第29号。以下「給水条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び付属用具)

**第2条** 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器その他付属用具を備えなければならない。

(給水装置工事の申込)

**第3条** 給水条例第5条の規定による給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事（以下「工事」という。）の申込みは、給水装置工事申請書及び設計書（様式第1号）とする。

(承諾書等の提出)

**第4条** 利害関係人の承諾書等の提出は次のとおりとする。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は所有者等の承諾書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の承諾書

(3) その他管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は申込人の誓約書

(検査の特例)

**第5条** 給水条例第7条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が工事を行う場合において、埋没、被覆等のため工事竣工後、検査できない部分については、工事施工の判断ができるような写真を提出させることができる。

(給水装置使用材料)

**第6条** 管理者は、給水条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定工事業者

に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（給水管及び給水用具の指定）

**第7条** 給水条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

（1） 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

（2） 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

（3） 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

（4） 水圧、土圧、その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

（5） 凍結、腐食、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

（6） 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

（7） 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 給水条例第8条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1） 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附すことの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの

（2） 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

（3） 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する個所、高層建設物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する個所、その他必要があると認めた個所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の入水口とする。

(給水管の口径)

**第8条** 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適當な大きさにきめなければならない。

(給水管埋設の深さ)

**第9条** 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りではない。

(給水管材料の特例)

**第10条** 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号の定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管及び継手
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鑄鉄管及び異形管類

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

**第11条** 給水条例第15条第2項のメーター位置は、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替え作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

**第12条** 給水条例第15条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水槽以下装置)

**第13条** メーターを設置する受水槽以下装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーター設置、点検及び取替え作業を容易に行うことができるものであること。
- (4) 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めるときは、これを提出しなければならない。
- (5) 受水槽以下装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

**第14条** 給水装置は逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損措置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、村の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある個所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地下に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

## 第2章 給水

(給水管防護の措置)

**第15条** 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある個所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければ

ばならない。

3 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある個所又は温度の影響を受けやすい個所に給水管を配管するときは、防食の措置の他必要な措置を講じなければならない。

(給水契約の申込)

**第16条** 給水条例第11条に規定する給水の申込みは、「給水契約書」(様式第2号の1)及び「臨時給水契約書」(様式第2号の2)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質の検査請求等)

**第17条** 給水条例第20条第1項の規定により、水道使用者等が給水装置又は水質の検査を請求するときは、給水装置(水質)検査請求書(様式第3号)による。

2 管理者は、前項の規定により給水装置又は水質について検査を行ったときの請求者に対する通知は、給水装置(水質)検査結果通知書(様式第4号)による。

(諸届出の様式)

**第18条** 給水条例第17条、第18条、第19条、その他の規定による届出の様式は次のとおりとする。

(1) 水道の使用を開始するとき。

水道使用開始届 (様式第5号)

(2) 水道の使用をやめるとき。

水道使用停止届 (様式第6号)

(3) 用途を変更するとき。

給水装置用途変更届 (様式第7号)

(4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

私設消火栓演習使用届 (様式第8号)

(5) 連合専用給水装置適用(変更)するとき。

連合専用給水装置適用(変更)届 (様式第9号)

(6) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

水道の使用者名義等変更届 (様式第10号)

(7) 給水装置の所有者に変更があったとき。

給水装置使用者所有者変更届 (様式第11号)

(8) 消防用として水道を使用したとき。

消防用水道使用届 (様式第12号)

(9) 代理人若しくは管理人、又は住所に変更があったとき。

代理人、管理人変更届 (様式第13号)

(10) 水道メーター等を亡失 (き損) したとき。

水道メーター等亡失 (き損) 届 (様式第14号)

(11) 水道管破損事故による漏水をしたとき (給水装置使用者等の管理責任)

水道施設破損事故届出書 (様式第22号)

水道施設破損による修繕費用・水道料金の請求 (様式第23号)

水道施設破損事故記録書 (様式第24号)

### 第3章 料金及び手数料等

(料金の徴収)

**第19条** 給水条例第22条の規定による水道料金 (以下「料金」という。) は、読谷村上下水道料金納入通知書兼領収証 (様式第15号) により、企業出納員、水道料金徴収事務受託者をして徴収させる。

2 料金の領収書は、企業出納員、水道料金徴収事務受託者の領収印のあるものに限り有効とする。

(料金等の納入期限)

**第20条** 給水条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入告知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

**第21条** 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月の料金において精算することができる。

(使用水量の計量)

**第22条** 給水条例第23条の規定によるメーターの検針において使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰り越して計量する。

2 月の途中において使用を廃止した場合で使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、端数は切り捨てる。

3 給水条例第22条表中の1月とは、メーター検針の翌日から次の検針日までの期間をいう。

(使用水量及び用途の認定基準)

**第23条** 給水条例第24条の規定による使用水量及び用途の認定は次のとおりとする。

(1) 管理者は、水道メーターの異常、その他の理由により使用水量が判明しないときは、前3検針月又は前年同期における使用水量並びに使用状況その他の事情を斟酌して使用水量を認定

する。

(2) 料金の異なる2種類以上の用途に水道を使用するときの用途の区分は、料率の高い用途を適用する。

(3) 私設消火栓を条例第18条による場合のほか、無断使用したときは、条例第37条に該当する行為とみなし、その使用量は実情を考慮して認定する。

2 前項第1号のメーターの異常とは、差異100分の8を超える場合をいう。

(料金の督促)

**第24条** 給水条例第30条の規定により行う督促は、読谷村上下水道料納入通知書兼領収書・督促状(様式第16号)によるものとする。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

**第25条** 給水条例第31条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号の一に該当するものうち管理者が認めたものに対して行う。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) その他、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 料金又は手数料の額を減免する場合の軽減の額は、管理者が別に定める。

#### 第4章 小規模貯水槽水道

(小規模貯水槽水道の管理等)

**第26条** 給水条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項第5号の登録を受けたものにより行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等により水が汚染されることを防止するための必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表上欄に掲げる事項のうち必要と認めるものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあると認めたときは、直ちに水の供給を停止し、

かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号ウの規定にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は管理者が認めるもの（ビル管理法第12条の2第1項第4号の登録を受けたもの）による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を受けること。

2 前項の規定は、小規模貯水槽水道の設置者と主たる利用者が同一であり、かつ、戸建の場合については、適用しない。ただし、管理責任は設置者とする。なお、管理者は、小規模貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査を受けるよう指導するものとする。

## 第5章 管理

### (措置指示)

**第27条** 給水条例第32条の規定による措置指示は、給水装置に関する指示書（様式第17号）により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### (給水の停止)

**第28条** 給水条例第33条及び第34条の規定に基づき、給水を停止する場合は、給水停止通知書（様式第18号又は様式第19号）によりこれを使用者に通知するものとする。

2 前項の処分を受けた者が、その原因を解消して再び給水を受ける場合は、給水再開届（様式第20号）を提出しなければならない。

### (身分証明書の携帯)

**第29条** 給水装置の検査又はメーターの点検等に従事する職員並びに受託者は、身分証明書（様式第21号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成15年3月31日から施行する。

### (経過規定)

2 この規程の施行の際、条例の規定によって既になした届け出、請求その他の手続き及び処分は、それぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則（平成17年8月23日告示第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成18年4月1日告示第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月20日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

## 様式第1号（給水条例第5条関係）

## 給水装置工事申請書及び設計書

申請 年 月 日

審査	課長	係長	係	受付	業務係	係	水道番号	栓	・一般用	工	・新設
検査							一一		種	・営業用	
受付	番号 号 年 月 日		水道の種類及び貯水槽容量			貯水槽	高 架 貯水槽	地下水	雨 水		
検査	年 月 日		・小規模貯水槽・簡易専用 水道・雨水・地下水				m³	m³	m³	m³	
量水器	N○ 口径 mm 指数 m³					指定工事業者 及び代表者名		印			
設置場所	読谷村字 番地					同意書					
申込者	住所 番地 フリガナ 氏名 印					私は、給水装置の一部（分岐より止水栓）を村に譲渡することを同意します。					
使用者	住所 番地 フリガナ 氏名 印					年 月 日 申込者署名 印					
申込者	読谷村水道事業管理者 読谷村長 殿  読谷村水道事業給水条例を厳守し給水に関する工事一切を読谷村指定給水装置工事事業者に委任いたします。  住所 番地 フリガナ 氏名 印					申請のあった給水装置工事は承認する。 平成 年 月 日 読谷村水道事業管理者 読谷村長 印					
利害関係人承諾書 当該工事の施工に同意し、村には一切迷惑かけません。 分岐承諾 住所 氏名 印						見取図					
土地使用承諾 住所 氏名 印											
備考											

※裏面に平面図・横断断面図及び立体配管図等記入すること。

様式第2号の1 (給水条例第11条関係)

給 水 契 約 書

WATER SERVICE CONTRACT

契 約 番 号

CONTRACT No. \_\_\_\_\_

水 道 番 号

WATER No. \_\_\_\_\_

住 所 (給 水 場 所) (House Address)	読 谷 村 字	番 地	(方書) Unit No.
フ リ ガ ナ			生 年 月 日
使 用 者 氏 名 (User Name)			年 月 日
電 話 番 号 (Phone No.)	自 宅	携 帯	
家 屋 所 有 者 (House owner)			
管 理 会 社 名 (Housing Company)	電 話 番 号		
住 民 登 録	有・無	現 住 所	

私は読谷村水道事業給水条例及び同施行を遵守します。

The Consumer is subject to the water regulation of Yomitan village.

提供者 読 谷 村 長 安 田 慶 造

Supplier Mayor of Yomitan village Keizou Yasuda

使 用 者 署 名 User's Signature	印
-------------------------------	---

(代理人／管理会社名) \_\_\_\_\_ (担当者名： )

用 途	一 般 用・營 業 用
店舗／事務所名	
納付書郵送先	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 管 理 会 社 <input type="checkbox"/> そ の 他
〔住 所〕	
〔電 話 番 号〕	
家 族 構 成 (Family Numbers)	人

契 約 年 月 日
平 成 年 月 日
Date
(係 員)

様式第2号の2 (給水条例第11条関係)

臨時給水契約書

WATER SERVICE CONTRACT

契約番号

CONTRACT No. \_\_\_\_\_

水道番号

量水器番号 \_\_\_\_\_ 指数 \_\_\_\_\_ WATER No. \_\_\_\_\_

住所(給水場所) House Address	読谷村字	番地(方書)
フリガナ 工事社名 Construction Company		
電話番号(Phone No.)	自宅	携帯
家屋所有者 Name of house owner		
住民登録	有・無	現住所

部隊名・通信宛名

Organization (Mailing address) \_\_\_\_\_

私は読谷村水道事業給水条例及び同施行を遵守します。

The Consumer is subject to the water regulation of Yomitan village.

提供者 読谷村長

Supplier Mayor of Yomitan village

工事業社(代表者名) User's Signature	印
--------------------------------	---

用途 店舗(事務所)名	住居・店舗・事務所
家族構成 The Numbers in Your family	人

契約年月日 年月日 Date 係員
----------------------------

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

読谷村水道事業管理者 殿

水道使用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり給水装置（水質）の検査を願いたいので、読谷村水道事業給水条例第20条第1項の規定により請求します。

記

給水装置の設置場所 \_\_\_\_\_

用途及び水道番号 \_\_\_\_\_

検査請求の内容 \_\_\_\_\_

給水装置（水質）検査結果通知書

年　月　日

殿

読谷村水道事業　管理者

読谷村長　印

年　月　日付の検査請求に基づき、下記のとおり検査を行ったので  
読谷村水道事業給水条例第20条第1項の規定により通知する。

記

検査実施年月日 \_\_\_\_\_

検査の内容 \_\_\_\_\_

検査の結果 \_\_\_\_\_



水道使用開始届 WATER SERVICE REQUEST FORM (TURN ON)			
届出年月日 Date	※ 年 月 日		
住所 Address	※		
氏名 Name	※ 印		
給水希望年月日 Requesting date	※		
給水契約番号		契約年月日	年 月 日
水道番号		給水年月日	年 月 日
量水器番号		指 数	m <sup>3</sup>
<input type="checkbox"/> 開栓 <input type="checkbox"/> 一時開栓 <input type="checkbox"/> その他 (契約) (一時使用)		担当者	
		その他	
(管理会社及び家主情報)	会社名 (家主)	<備考欄>	
	住所		
	電話番号		
	氏名		
	その他		
			処理欄

※印は本人で記入して下さい。

Please fill in ※ blank for yourself

読谷村役場 水道課

閉

水道使用停止届			
WATER SERVICE REQUEST FORM (TURN OFF)			
届出年月日 Date	※ 年 月 日		
住所 Address	※		
氏名 Name	※ 印		
閉栓希望年月日 Requesting date	※		
給水契約(精算) 予定月日 Final payment date	年 月 日 (AM・PM) : ※ <input type="checkbox"/> 本人来庁予定 <input type="checkbox"/> 代理人来庁予定 <input type="checkbox"/> 管理会社来庁予定		
水道番号		解約年月日	年 月 日
量水器番号		閉栓年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 指数読み <input type="checkbox"/> 量水器撤去	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> その他	指 数 担当者	$m^3$
(管理会社及び家主情報)	会社名 (家主)	<備考欄>	
	住所		
	電話番号		
	氏名		
	その他		
			処理欄

※印は本人で記入して下さい。

Please fill in ※ blank for yourself

読谷村役場 水道課

給水装置用途変更届

年 月 日

読谷村水道事業管理者 殿

住 所

届出人

氏 名 印

読谷村水道事業給水条例第17条の規定により下記のとおりお届けします。

設置場所			
氏名	印	電話番号	
水道番号			
口径		量水器番号	
変更理由			

私設消火栓演習使用届			
年　月　日	住　所		
読谷村水道事業管理者殿	届出人	氏　名	印
下記のとおり消火栓を使用したいのでお届け致します。			
設　置　場　所	読谷村字		
消　火　栓　の　種　別			
使　用　目　的			
演習使用年月日	年　　月　　日	時　　時	分から 分まで
摘　　要			

様式第9号（給水条例第17条関係）

連合専用給水装置適用（変更）届

年 月 日			
読谷村水道事業管理者			
読谷村長	殿	申請者（所有者又は管理者）	
		住 所	
		氏 名	印
		電 話	
建物の名称			
建物の所在地	読谷村字 番地		
水道番号	一 一	量水器番号	
総戸数	戸	料金負担戸数	戸
建物階数	階	口 径	mm
備考			

※建物の増改築等により戸数異動が生じたときは届け出てください。

読谷村水道課（982—9223）

現場調査	調査年月日 年 月 日			
	調査員 印 (備考)			
適用の可否	可 + 否		受付	
適用年月	年 月分から			
決裁	課長	工務係長		業務係長

入居者名簿

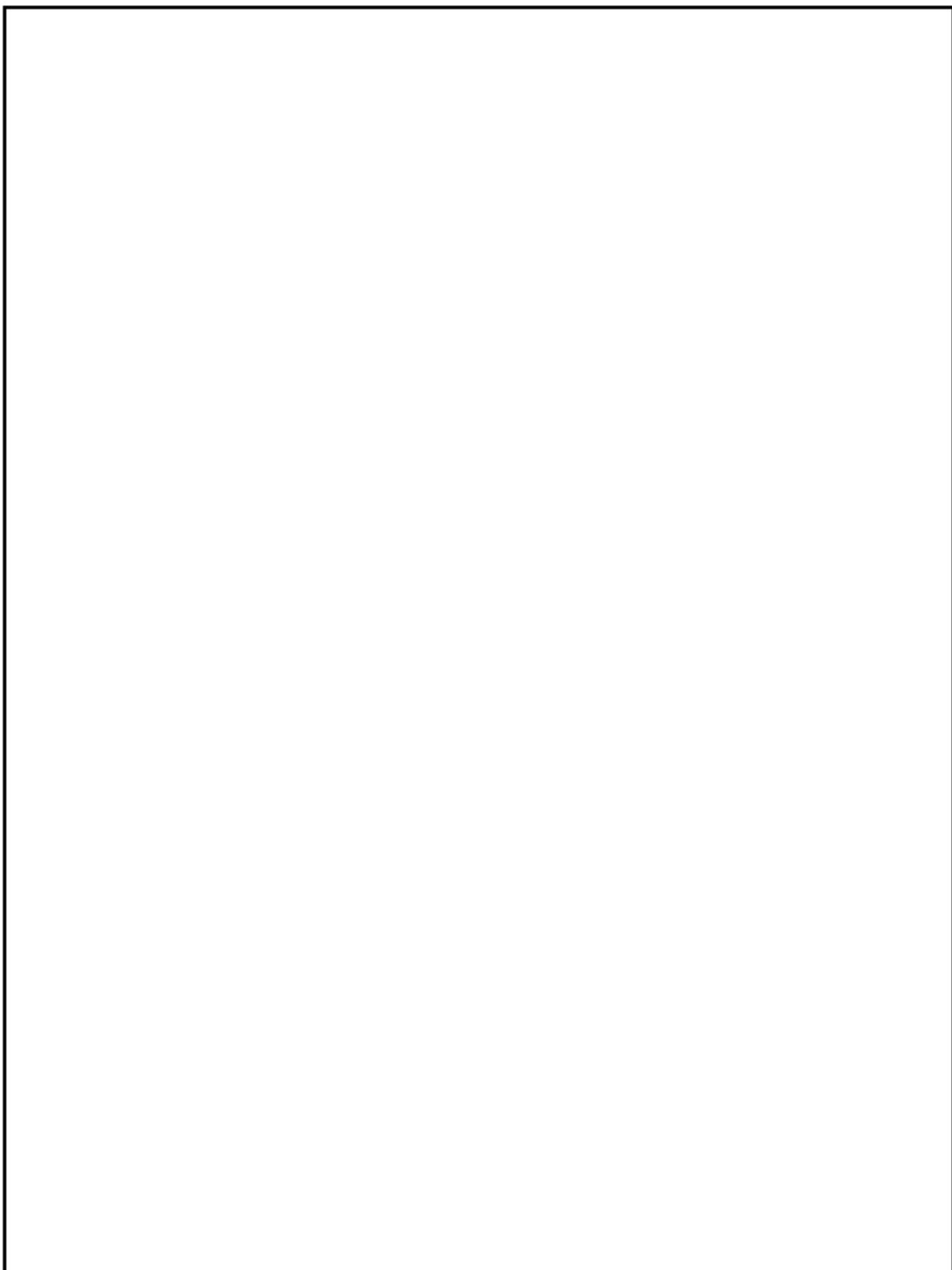
建物の名称：\_\_\_\_\_

所有者：\_\_\_\_\_印

所 在 地：\_\_\_\_\_

平 面 図

建物の名称：\_\_\_\_\_



## 連合専用給水装置に関する条件承諾書

- 1 給水装置、設備の維持管理、水質管理及び各戸料金の徴収に関し責任を負い、また水道事業へ納付期日までに納付し滞納による処分には一切異議申し立て致しません。
- 2 村の設置したメータ（親メーター）を常に清潔にし、検針し易い状態に保持します。
- 3 給水装置の所有者が村内に居住しない場合は、村給水条例に定める処理をさせるため、村内に居住するものの中から代理人を選定し、水道管理者に届けます。
- 4 入居戸数の変動が生じた場合は、すみやかに届けます。
- 5 増改築による戸数の増減、用途の変更又は解約する場合は、連合専用給水装置変更届、解約届等をそのつど提出致します。
- 6 給水契約者、所有者、管理人等の変更がある場合は変更届を提出致します。
- 7 その他、水道事業の業務の遂行に支障がないように協力致します。
- 8 ご承諾の後、上記の条件に違反した場合は適用を解除されても異議はありません。

年　　月　　日

給水契約者 住 所 : \_\_\_\_\_ 番地  
氏 名 : \_\_\_\_\_ 印  
電 話 : \_\_\_\_\_

読谷水道事業管理者

読谷村長 殿

## 連合専用給水装置適用における基準

- 1 給水装置（配水管より直結された給水管）と用水設備（貯水槽以下のその他の飲料水設備）がバイパス使用されている場合は適用させない。
- 2 用途は一般家庭用のみの適用であり、雑居ビル等には適用させない。  
(ただし、メーターを分離し使用した場合にはこの限りではない。)
- 3 三階以上の建物で貯水槽が設置されていない力所は適用させない。  
ただし、水道事業管理者が認めた場合はその限りではない。その際は、建築主からの承諾書が必要
- 4 入居者名簿が提出されない力所には適用させない。
- 5 建物の平面図が提出されない力所には適用させない。
- 6 申請内容と現状が違う場所には適用させない。

## 様式第10号 (給水条例第17条関係)

### 水道の使用者名義等変更届

量水器設置場所	読谷村字			
旧 氏 名				
新	住 所	読谷村字		
	ふりがな 氏 名			印
	旧名義人と の 続 柄			
住所・氏名・用途以外の変更事項				
変更の理由	<input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> 相 続 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
変更年月日	年 月 日			
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 用途 (○一般用・○営業用)			
上記の通り変更しますので読谷村水道 事業給水条例第17条に基づきお届け致し ます。		水道番号	— —	
年 月 日		受付日	年 月 日	
		検針カード 処理日	年 月 日	
(届出者)		担当者名(印)		
氏名	印		備 考	
住所				
電話番号				

- 代理人による届出の場合は、その住所も記入すること。
  - 太枠内は記入を要しない。

様式第11号（給水条例第17条関係）

		使用者 給水装置 所有者	変更届
届出人	住 所		
	氏 名	印	
	電 話 番 号	—	
受付年月日	年 月 日	受付区分	1 電話 2 窓口 3 その他

水道番号	— —	量水器番号	
水道所在地	読谷村字		
使用者	住 所		
	ふりがな 氏 名	(旧使用者) 印	
	電 話 番 号		
所有者	住 所		
	ふりがな 氏 名	(旧使用者) 印	
	電 話 番 号		

消防用水道使用届			
年 月 日	住 所 届出人		
読谷村水道事業管理者殿	氏 名		印
下記のとおり消火栓を使用したいのでお届け致します。			
設 置 場 所	読谷村字		
消 火 栓 番 号			
使 用 水 量			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	時 時	分 から 分 まで
摘 要			

代理人、管理人変更届

年 月 日

読谷村水道事業管理者殿

住 所

届出人

氏 名

印

読谷村水道事業給水条例第17条の規定により下記のとおりお届けします。

設置場所	読谷村字		
水道番号	一 一	電話番号	
所 有 者	住 所		
	氏 名	印	
使 用 者	住 所		
	氏 名	印	
新 代理 人 管理人	住 所		
	氏 名	印	
旧 代理 人 管理人	住 所		
	氏 名	印	
摘要			

様式第14号（給水条例第16条関係）

水道メーター等亡失（き損）届

年　月　日

住　所

氏　名

印

下記のとおり水道メーター等を亡失（き損）したので読谷村水道事業給水条例第16条第2項の規定により届け出ます。

記

給水装置の設置場所	読谷村字
給水装置の種類及び 水　道　番　号	<input type="checkbox"/> 専用給水装置 <input type="checkbox"/> 私設消火栓 <input type="checkbox"/> そ　の　他（　　）
亡失（き損）した部分	
亡失（き損）した理由	

## 様式第15号（給水条例第22条関係）

様式第16号 (給水条例第30条関係)

郵便はがき



□□□-□□□□

水道番号	個人番号

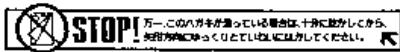


上下水道料金督促納付通知書

WATER/SEWAGE DEMAND BILL

水道課からのお知らせ

読谷村水道課 ☎ 982-9223



読谷村上下水道料金納入済通知書  
(水道課控)



様

平成 年 月分

水道番号	個人番号	納付期限
		平成 年 月 日

栓種	量水器番号
使用水量	m <sup>3</sup>
上水道料金	円
下水道料金	円
消費税	円
督促手数料	100円
合計金額	円

領収日付印

(注) この用紙は機械処理しますので折ったり汚したり穴をあけたりしないで下さい。

読谷村上下水道料金納入通知書  
(金融機関控)

水道番号	個人番号

平成 年 月分

納付期限	平成 年 月 日
------	----------

金額 円

様 領 収  
日 付 印

読谷村水道課 電話 982-9223

読谷村上下水道料金納入通知書  
兼領収書・督促状  
WATER/SEWAGE DEMAND BILL (STATEMENT)  
水道番号 個人番号 平成 年 月分  
Water No. Private No. Year/month  
様

水栓 所在地			
栓種	量水器 番号	使用水量	納付期限
Class	Meter No.	Cubic Met m <sup>3</sup>	Payment due 平成 年 月 日

下記のとおり納入されるよう通知いたします。

Remarks : Please pay for the amount listed below.

読谷村長  
Mayor, Yomitani-Son

	上水道	下水道
基本料金 basic Rate	円	円
超過料金 Excess Rate	円	円
消費税 Consumation Tax	円	円
合計 Total	円	円
督促手数料 Demand Fee	100円	
合計金額 Total amount		円

上記の金額を領収しました。

Above amount has been received.

読谷村水道事業企業出納員  
Yomitani-Son Water works  
enterprise.

読谷村水道課 電話 982-9223

Payment  
date  
領  
收  
日  
付  
印

給水装置に関する指示書

水道番号	
給水装置の設置場所	読谷村字
給水装置所有者 または 給水装置使用者	

読谷村水道事業給水条例第32条の規定に基づき下記のとおり指示します。

\_\_\_\_\_  
殿

読谷村水道事業管理者

印

記

1 指示事項

様式第18号（給水条例第33条関係）

給 水 停 止 通 知 書

水道番号	— — —
------	-------

年 月 日

住 所

水道使用者 氏 名

あなたは、読谷村水道事業給水条例第33条の規定に違反し、当水道課の指示を守らないのでやむを得ず給水を停止します。

給水の停止中、給水装置を取扱ったときは、同条例第36条の規定により過料が料されますので、その旨承知ください。

記

（違反事項）

読谷村水道事業管理者

印

様式第19号（給水条例第34条関係）

NOTICE OF WATER SUSPENSION

給水停止通知書

水道番号

メーター番号

Water No. \_\_\_\_\_

Meter No. \_\_\_\_\_

様

あなたは下記の料金が指定期限までに納入されていませんのでやむをえず給水停止を致します。給水再開をなさる場合は直接水道課窓口に下記料金をお支払い下さい。

尚、給水の停止中給水装置を取扱った時は過料が料されます。

You have not made necessary payment by the designated payment-due listed on prior notification, your water service is suspended.

Please finish payment for the amount listed below at Yomitan village-office water section to have water service back.

Any tampering with the meter device will be fined.

使 用 月 Month	上 水 道 料 金 Water Charge	下 水 道 料 金 Sewerage Charge	督 促 料 Late Fee	延 滞 金 Arrears	合 計 Total
	¥	¥	¥	¥	¥
	¥	¥	¥	¥	¥
	¥	¥	¥	¥	¥
合 計 Total	¥	¥	¥	¥	¥

支 払 区 分

読谷村水道事業管理者

Manager, Yomitan-son water works enterprise

Tel 982-9223

## 給 水 再 開 届

読谷村水道事業管理者 殿

読谷村水道事業給水条例施行規程第28条第2項の規定に基づき、給水再開届けを提出します。

年 月 日 午前 :

午後 :

水道番号

— —

住 所

届出人

氏 名 印

給水場所 住 所	読谷村字				勤務先		
					電話番号		
ふりがな 使 用 者					電話番号		
					家族数		
						人	
所 有 者							
管 理 人							
代 理 人							
住 所							
氏 名							
電 話 番 号							
量水器番号		指數	mm	口径	mm	有効	年 月
用 途	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 臨時用		変更後	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 臨時用			
開栓年月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	時 分		
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 窓口						

表

No. _____	身 分 証 明 書		
	(Identification Card)		
	職名	_____	
	(Position)	_____	
	氏名	_____	
	(Name)	_____	
	生年月日	年	月
(Date of Birth) _____			
上記の者は、読谷村水道課の職員であることを証明する。			
This is to certify that person listed above is a civil service employee of Yomitarr-son Water Department			
発行年月日	年	月	日
Date of issue	読谷村水道事業管理者 Official seal		

裏

異動年月日 Date of Transfer	所 属 名 Assignment	職 名 Position	証 印 Seal

「注」 Note :

1 職員は、その身分を明確にし、公務の適正な執行を図るため、常に身分証明書  
This I D card holder should always carry and person it whenever  
を所持し、職務の執行に当たり職員であることを示す必要があるときは、いつでも  
requested to do so to identify yourself as a civil service employee of  
呈示しなければならない。

Y. V. W. D

2 身分証明書は、取扱を慎重にし、他人に貸与してはならない。  
This I D card should not be lend to others

様式第22号（給水条例第19条関係）

読谷村長 殿

読谷村水道施設を破損致しましたので、読谷村水道事業給水条例第19条及び給水条例施行規程第18条のとおり、お届け致します。

年 月 日

氏名 印

水道施設破損事故届出書

決裁区分	管理者	課長	係長	係長	係長
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで				
事故発生場所	読谷村字 番地				
事故発生の当事者	住所 当事者名（会社名・又は個人名） 電話番号				
	立会人氏名 電話番号 印				
水道課立会人	立会人氏名 印				
口径	mm				
水圧・時間	MPa 時間 分				

様式第23号 (給水条例第19条関係)

殿

水道施設破損による修繕費用・水道料金の請求

年 月 日

読谷村長

読谷村水道事業給水条例第19条及び給水条例施行規程第18条により、下記のとおり調定致しましたので請求致します。

1 破損事故立ち会い日時	年	月	日	午前 時	午後 時
2 場 所	読谷村字	番地	付近		
3 請 求 先 氏 名	住 所				
4 立 会 人 氏 名					
5 水 道 番 号					
6 口 径	mm				
7 水 圧 + 時 間	MPa		時間	分	
8 水 量 計 算	×	h =	$m^3$		
9 料 金 計 算	基本料金 +	$m^3 \times$	円 / $m^3$	=	円
10 人 件 費	円 / 時	×	h =		円
11 そ の 他					

尚、水道料金の算定については、読谷村水道事業給水条例第22条の表、用途別の臨時用を適用する。また、人件費については読谷村一般職員の給与に関する条例及び規程を適用する。

様式第24号（給水条例第19条関係）

水道施設破損事故記録書

水道施設破損事故記録書		課 長	係 長	係	
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生場所	読谷村字 番地				
事故当事者	住所 会社名 電話 現場責任者				
状況説明			配管略図		
水圧	管種	管口径	漏水時間	漏水量	
kg/cm <sup>2</sup>		m/m	時間 分		m <sup>3</sup>
水道料金	関係費用・経費の請求先			復旧作業指定店	
	円				
備考					